

◆問題事例のまとめ④【その他の問題について】◆ (平成16年度～令和2年度)

ノーアドバンテージの試合の場合、カウントコールはどうなるのか。(平成16年度)

問題点

特になし

今回の措置

特になし

(ルールに基づいた今後の対策)

ノーアドバンテージルールでもコールはデユースになる。

京都インビテーションにおいて対戦の際、要請があってジャッジに入った。その際に明らかにインのボールに対してアウトコールをしたのでオーバーコールルールを適応した。その時に、オーバールールを適応した選手から、アウトをインにしてプレーした場合もオーバールールしてくれるのかという質問があった。(平成16年度)

問題点

セルフジャッジやロービングアンパイヤーの内容を理解していない。

今回の措置

ロービングアンパイヤーが明らかに間違っているというジャッジをしている場合はオーバールールを適応すると説明。(イン、アウトに関わらず)

(ルールに基づいた今後の対策)

トーナメント諸規定・諸規則 Ⅲ 規則 1-2ロービングアンパイヤーの権限と責任に基づいて、ジャッジが明らかな場合はロービングアンパイヤーはオーバールールを適応することができる。

試合の様子をビデオ撮影した学校があり、該当校の監督からクレームがついた。(平成18年度)

問題点

戦力分析の目的で撮影し相手に確認をしてなかった。

今回の措置

ビデオを撮っていた該当校の顧問に、相手方からクレームが出たことを伝え、控えるように注意した。

ルールに基づいた今後の対策

ルールに適応する部分はない。個人情報の部分についても適応はしない。肖像権の問題。

ドロー会議後シード選手の欠場の申し出があった。(平成18年度)

今回の措置

シードの繰り上げを行い。予選ブロックの空いた場所についても、ブロックシードの繰り上げを行った。

ルールに基づいた今後の対策

ドローが確定している場合はあいたシードの場所には次の順位の選手が入るが、今回本戦のドローがまだ確定していない状態だったので、シード順位の繰り上げを行った。また、それに伴う予選ドローのブロックシードのリドローも行った。今後についてもこの対応で行う。

ウェアについて（平成18年度）

本年度のルールブックからパンツの丈についての記述が無くなった。ナダルモデルでは膝下までパンツの丈がありそれでの出場が認められている。

今回の措置

ルール的には問題がないがテニスウェアで無いものについては着用させない。

ルールに基づいた今後の対策

rule book のp77 トーナメント規則に「主催者はウェアの形と色を規制することができる。ただしあらかじめ開催要項に明確に説明しておかなければならない」と有り。パンツの丈については検討すべきである。（京都府高体連としてはルールに従う）

ゲーム途中で、相手のジャッジが怪しいと言うことで、コートに入って欲しいという要請があった。（平成19年度）

問題点

監督からの要請だった。

今回の措置

ロービングアンパイヤーもしくはレフェリーへの要請はプレーヤーに限られることから、プレーヤーに確認した上で、そのコートに入った。

ルールに基づいた今後の対策

チーム戦において、監督はエンドチェンジの際のアドバイス等できる内容についてはかなり限られている、そのことから、ジャッジの不明確な点やロービングアンパイヤーの要請についてはプレーヤーに限られることの確認。

「ルールブック P50 12)、13)」に従う。

ゲーム中にトイレブレイクを要求された時のロービングアンパイヤーの対応（平成19年度）

問題点

対応がわからず本部に連絡されてきた。

今回の措置

ルールに基づいて、1 ゲーム 1 回のトイレブレイクをとり、選手にトイレに付き添いの下行させた。

ルールに基づいた今後の対策

トイレブレイクに関しては 1 ゲーム中 3 分以内で取ることができ、トイレの設置場所によっては理にかなった時間を取ることができるとある。

ロービングアンパイヤーにルールの確認を行う必要がある。

団体戦のオーダーについてオーダー登録の順位について、紳士協定に従って登録すべきであるという意見が出た。（平成20年度）

問題点

シングルス順位が実力順になっていない。

今回の措置

要項等には、しぼり選手が以内場合は校内順位に従って登録するとある。

ルールに基づいた今後の対策

ルールの中には紳士協定に関するものは全くなく、高体連に関する大会での慣例的な決まり事である。「正々堂々」「スポーツマンシップ」という観点に立てば、やはり守るべき問題ではあるが、呼びかけの域を超えることはできないと考えられる。

エントリー後、本戦の抽選が行われたが、その抽選途中で体調不良による棄権の申し出があった。(平成22年度)

問題点

抽選のやり直し、シードの繰り上げを行うか。

今回の措置

エントリーを済ませた時点で出場意志があったと判断し特に対応をせず、棄権扱いとする。(繰り上げ、リドローは行わず)

ルールに基づく今後の措置

本来シード選手が辞退した場合、シードの繰り上げを行うが、そのリミットはどこであるかを判断する場合、一般の大会ではオーダーオブプレーの発表までとされている。しかしジュニアの大会や高体連の大会ではオーダーオブプレーの発表は当日エントリーの後としていることから、リドロー等を行うリミットはエントリーと考えるのが一番自然である。ジュニアの大会に一般の大会のルールを当てはめるのは難しいと考える。

ベンチコーチからフットフォールをしているので見てくれという要請があった全(平成22年度)

問題点

選手からの要請ではなく、監督からの要請である。

今回の措置

本来、ロービングアンパイヤーに対してジャッジ等の問題についての要請はプレーヤーしかできない。監督がロービングアンパイヤーに要請できるのはルールに関する問題だけである事から、そのことを伝えるにとどまる。

ルールに基づく今後の措置

ベンチコーチは本来、ルールに関する問題のみロービングアンパイヤーに進言できる。今後もこの対応で行きたいと考える。

オーダーオブプレーによって試合が進行されていたが、選手が試合順番を間違い本来無い対戦が行われ、試合が終了してしまった。そして本来試合をするべき選手からの申し出で、発覚したが、その間違っ試合をした敗者が帰ってしまった。(平成23年度)

問題点

間違っ試合の扱いと、帰ってしまった選手の処置

今回の措置

間違っ試合については、当然無効とし、間違っってしまった選手はW. Oとした。

ルールに基づく今後の措置

本来選手は、コートに入った時に、相手選手、ボールの有無等の確認する必要がある。その確認をしないままの間違いである事から、選手の義務を果たすことと自分の試合進行を必ず確認する事を注意する。それと本来ロービングアンパイヤーが選手の確認をするべきなので、ニューゲームではロービングアンパイヤーに確認をさせる。

個人戦においてアディダスのウェアを着ている選手にドレスコード違反ということで出場停止にした。(平成23年)

今回の問題点

そのウェアがドレスコード違反になっているか、ルールに照らし合わせていなかったこと。

今回の措置

会場担当の判断で出場停止とした。

ルールに関する今後の措置

今回問題となった、部分は袖についているロゴである。アディダスの場合3本ラインはロゴとして扱うとなっているが、現在規定内のロゴのウェアが作られており、疑わしいものについては規定を確認しながら対処する。今回については確認したところ規定内のものだったために、専門委員長より、事情説明と謝罪を当該校に行う。

次のラウンドに勝ち上がった学校が本部にオーダーを提出した際、本来の実力とは違った、順位で平成登録がされていると言うことで、正しく直したもので提出するようにと指導が入り、オーダーが提出された。(平成24年度)

今回の問題点

明確な実力の違いが登録順位にあったと判断されたこと。

今回の措置

指導がはいり、いったん本部にはオーダーは提出されたが、高体連ルールに基づき、正しい順位に戻して試合をさせた。

ルールに関する今後の措置

本年度、専門委員長より、明らかな「外し行為」については控えるべきで、団体戦の登録順については、京都府の規定が第1順位で、次に校内順位に従ってもらいたいと発言があった。ただしこの校内順位については試合結果だけでなく総合的に判断して順位を付ける事が出来る。ただし、これについてのルールの明記はなく(日本テニス協会確認済み)、一般によく言われる「紳士規定」はルールにはない。登録順位と実力が伴っていないように見えるものが上位校についても多く見られる。今後については呼びかけの範囲を超えることはできないが、大会ごとに注意を喚起して行く。ただし今回のように登録されているものを、主観的な個人の判断で変更することについては、明らかに間違った指導である。(顧問会議の確認より)

2Rまで進出したダブルスのペアが1Rとパートナーを替えて出場しようとした。(平成24年度)

今回の問題点

替え玉出場

今回の措置

替え玉出場しようとしたペアは失格で、6ヶ月間の出場停止。

今後の措置

この件に関しては、顧問会議、生徒代表者会議で全体に報告し注意を喚起した。同様なことが今後起こった場合厳しく対処していく。

ある学校のゲームウェアに袖の部分に、都道府県名が入っていた。(平成26年度)

今回の問題点

都道府県名はコマーシャルロゴにあたるか？当たらないのであればゲームウェアとして認められないのではないか。

今回の措置

ルールの確認ができないために今回についてはそのまま試合を認めた。

ルールに関する今後の措置

本来、各場所ごとに1ヶ所ずつのコマーシャルロゴは認められている。今回該当になった学校のウェアは規定内であることから特に問題はなし。

団体戦のレストについて(平成26年度)

今回の問題点

勝ち上がったチームの次の試合までの間のレストについて。決められた時間を確保すべきという意見が出た。

今回の措置

特になし

今後の措置

ルールにはチーム対抗戦においてはレストの記載はない。よってレストをとる必要がない。(ルールブックにおいてはレストの規定があるからとらなければならない。)ただ、例外措置で選抜大会であれば5面同時進行、インターハイであれば3面同時進行で試合を行う様な場合には、個人戦のレストに関するルールに則って、対応していく場合もある。しかし、昼食時間等を考えた場合。大会サイドでローカルルールを設定しても良いとある。京都府高体連ではルールに従って基本的にはレストを考えないが、主催者側から配慮して、試合を組んでいくという方法をとっている。どのくらい配慮すべきかを明確にするのであればローカルルールを手続きを踏んで決めていかなければならない。試合の進行状況を考えて適切な時間をとっていく方法を今後も行っていきたいと考える。(顧問総会で確認済み)

団体戦の登録順位について。当該校の選手の発言から、クレームがついた。(平成26年度)

今回の問題点

顧問会議でポイントが同じであるとか、全くポイントを持っていない選手の順位については校内順位とする申し合わせがあるが、それが守られていないと言うことを、当該校の選手が言ったことで問題となった。

今回の措置

専門委員長から該当顧問に注意をしてもらう。

今後の措置

団体戦の登録順位については、以前顧問会議で確認済み。確認した内容で今後も対応する。

ローピングアンパイヤーのポジションについて。(平成29年度)

今回の問題点

炎天下の中でローピングアンパイヤーは日傘を使用してもいいか。

今回の措置

確認に止めたが、選手の気にならないように心がける。

ルールに関する今後の措置

特にルールにはない。ただし選手のプレーに支障があるようであれば、避けるべき。(タイマーの紐、華美な服装、必要以外の動き)

出席の際に監督が不在だった。(平成30年度)

今回の問題点

団体戦なので、選手監督そろっての出席が必要となる。

今回の措置

ルールに従って監督不在のために、失格として扱う。

ルールに関する今後の措置

今後もルールに従う。

全国選抜予選で登録選手の入れ替えの際に3名抹消にして2名入れ替えた。(平成30年度)

今回の問題点

登録選手の変更は1名しかできないが、本部がそれを認め、試合をさせてしまった。

今回の措置

本部の確認のミスであり、そのまま試合が行われてしまったことで、それが最終決定となる。

ルールに基づく今後の措置

運営サイドのルールの確認を徹底する。今後このような間違いが起こらないようにする。

本戦会場で、無断で撮影していた。(令和元年度)

今回の問題点

相手の確認なしに撮っていた事。(偵察)

今回の措置

監督への注意と、画像の消去。

ルールに関する今後の措置

ルールに関しては明確なものはない。(ローカルルールの範囲)京都府においては、撮影の際には相手選手の同意を得てから、行うとしている。現在では様々な問題が生じていく事から今までと同様、対応していきたいと考える。

ロービングアンパイヤーの位置について。(令和元年度)

今回の問題点

ロービングアンパイヤーがプレーヤーに近いところで、位置取りをして、プレーに支障が出た

今回の措置

特になし。

ルールに関する今後の措置

ロービングアンパイヤーのポジションについては現在ではコート外となっている。たとえば西院会場のよう通路に建物がある場合では建物内からロービングしてもかまわない。選手のプレーに支障を来さないようにということが最優先とされその中で、ゲームが円滑に行われているかを見てもらえればよい。ロービングアンパイヤーはジャッジすることが役割ではない。選手からの要請やあまりにもジャッジがおかしいなど、はっきりとしたものがあれば、そのコートを取り上げて監視してもよい。これからについてもルールブックに即して行ってもらえるようにする。

団体戦前のプレマッチミーティングにおいて、監督が選手紹介の際に間違っで紹介した。(令和元年度)

今回の問題点

紹介した選手が間違っていたことから、その選手は失格ではないかと言う申し出。

今回の措置

監督に訂正してもらい試合を行う。

ルールに関する今後の措置

今回の件については、プレマッチミーティングはルールとしてはない。それぞれの大会や地域で独自の方法で行われている。京都府においてはオーダー交換が成されることで、成立している。監督からのオーダー紹介はオプションでありルールではない。ロービングアンパイヤー-がについてプレマッチミーティングが行われているのであればアンパイヤーが確認することで十分である。

他府県の一例

団体戦の試合進行

①ネットの高さシングルススティックの有無の確認、およびスコアボードの確認（主審・副審）

②プレマッチミーティング（挨拶等）

※主審・副審は審判台の前に立ち、主審が中心になり進行する

(1) サービスラインに監督・選手を整列させる

「ただいまから、男（女）子団体 ○回戦、A高校 対 B高校の試合を行います。礼！」

(2) ネット近くに進ませる

「では、オーダー用紙の交換と選手紹介をお願いします。」

(3) ダブルス（No.1）とシングルス（No.1）のコートを指示する

「お願いします。」と言い散会する

(4) その後、各コートで選手の氏名を確認し、トスでサービス・エンドを決めて、ウォーム

アップ（サービス4球）をさせる（試合開始）→（試合終了）

③スコアの確認（勝者サイン・審判サイン）

④開始時と同様にサービスラインに整列させる

「2：1 (2:0) でA高校の勝ちです。」と告げ、終了する

本戦で、引率教員不在のために本戦出場者がWOとなった。(令和2年度)

今回の問題点

京都府のルールで本戦については引率の義務が生じる。

今回の措置

ローカルルールのとおりWOとした。

ルールに関する今後の措置

京都府では本戦に関しては、引率義務を課している。今後も同様の処置を行う。

団体戦のエントリーの際に監督が不在であった。(令和2年度)

今回の問題点

選手は時間通り集合していたが監督だけが不在であった。

今回の措置

該当チームをWOとした。

ルールに関する今後の措置

団体戦に置いては、チームで参加していることから、監督の出席は絶対必要となる。今後も同様の処置を行う。ただしその学校がシード校であった場合、リドローの必要が発生する。選抜予選は会場が分散されているために、リドローは行わなかったが、トーナメントに大きな影響が出ることも考えられる。

団体戦での監督の服装と、携帯電話の使用。(令和2年度)

今回の問題点

団体戦においてベンチに入った監督がタンクトップであった。またプレマッチミーティングの後、スマホを持って指導していた。

今回の措置

服装については、ルールにはベンチコーチのドレスコードはない。しかし高体連の試合の置いては選手に準ずる服装であることが望ましいとあり監督に指導。また通信機器は使用していけないというルール（ルールブック規定30 コーチング）があることから、こちらについても注意を与える。

ルールに関する今後の措置

京都府高体連ではその場でのレフリー判断となるが、上部大会に準ずる形で行っていく

